

ドライブレコーダー仕様書

1 目 的

町所有の公用車に走行中の車外の状況を撮影し、録画するドライブレコーダーを設置することにより、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故発生時における事故責任の明確化並びに犯罪捜査への協力による犯罪抑止力の強化を図ることを目的とする。

2 規 格 等

(参考：株式会社コムテック HDR-202G相当品)

- (1) 常時録画、衝撃録画及びマニュアル録画ができ、共に30fpsの動画(映像と音声)が記録できること。
- (2) 電源は、シガーケーブルタイプではなく、配線ケーブルタイプであること。
- (3) 有効画素が、100万画素以上であること。
- (4) 本体に2.7インチTFT以上の液晶画面があること。
- (5) カメラ角度は、水平100度以上あること。
- (6) GPSが搭載されており、車速が記録できること。
- (7) 取付車両に合わせて、取付方法がフロントガラス貼付け又はダッシュボード取付の選択ができること。
- (8) DC12V・DC24V両方に対応していること。
- (9) 8GB以上のメモリーカードが付属されていること。
- (10) 映像再生が本体、テレビ及びパソコンで可能なものであること。

3 設置方法

- (1) 受注者は設置の際に、設置車両に合わせた初期設定を行うこと。
- (2) 設置するに当たっては極力車両に穴を開けたり、傷をつけないようにすること。
また、配線についてはできる限り内装に隠すこと。
- (3) 設置後の動作確認を行うこと。
- (4) 設置時において車両を破損させた場合は、受注者の負担で修理を行うものとする。

4 そ の 他

仕様書に定めのない事項については、町と受託者の協議により、これを定めるものとする。